

レジデントプログラム ■ 消化器内科総合（消化管+肝胆膵）

§ 推奨するコース

●レジデント3年コース

対象者	新専門医制度対象者は基本領域専門医取得済み、もしくは取得見込み(旧専門医制度対象者はその基本領域の専門医もしくは認定医等を取得済み、もしくは取得見込み)で、当院での研修によりサブスペシャリティ専門医を目指す者 ※基本領域専門医:総合内科専門医/サブスペシャリティ専門医:がん薬物療法専門医、消化器系専門医
研修目的	・消化器(消化管・肝胆膵)原発の腫瘍を中心としたがん治療全般の研修を行い、がん薬物療法専門医、消化器系の各種専門医を取得するとともに、臨床研究、Translational research (TR)に取り組む。内視鏡検査・治療を含む消化器全般の研修など希望に応じて対応可能。
研修内容	・1年目:消化管内科・肝胆膵内科にそれぞれ4か月以上在籍し診療、臨床研究、TR等を開始する。残りの期間は消化管内科・肝胆膵内科での継続研修、CCM勤務、希望者は他科研修を行う。可能な限り、1年目に籍中に研究成果の国際学会での発表、論文執筆を行う。 ・2年目:消化器関連診療科(内視鏡科、病理、IVR等)に在籍する。専門医取得のための他の診療科、消化器系の専門医連携施設へのローテーションが可能。 ・3年目:原則として消化管内科・肝胆膵内科に在籍する。
研修期間	3年 ※そのうち一定期間の交流研修を認める ※病院の規定に基づきCCM・緩和医療研修を行う
研修の特色	・日本有数の消化器(消化管・肝胆膵)原発腫瘍の治療実績を有するHigh Volume Centerでの研修 ・薬物療法と内視鏡診断治療の両者の研修が可能(本コースは薬物療法がメイン) ・消化器系の各種専門医、がん薬物療法専門医取得に十分な研修環境 ・充実した連携大学院制度 ・臨床研究、TR研究を企画、立案、実践し、論文化、国際学会発表の経験が可能 ・JCOGの中核施設で臨床試験の経験が可能 ・研修環境を最大限活かすための、指導医、教育カンファレンスが充実している

●がん専門修練医コース

対象者	・新専門医制度対象者は基本領域専門医取得済み(旧専門医制度対象者はその基本領域の専門医もしくは認定医等を取得済み、もしくは取得見込み)、かつ、サブスペシャリティ領域専門医取得済み、もしくは取得見込みで、当院での研修により当該領域に特化した修練を目指す者 ※基本領域専門医:総合内科専門医/サブスペシャリティ専門医:がん薬物療法専門医、消化器系専門医 ・当センターレジデント修了者あるいは同等の経験と学識を有する者
研修目的	・消化器(消化管・肝胆膵)原発の腫瘍に特化した診療、臨床研究、Translational research (TR)に取り組む。希望に応じて内視鏡検査やESD/ERCP/EUSなどの内視鏡治療も見学・研修可能。
研修内容	・1年目:消化管内科および肝胆膵内科に在籍し診療、臨床研究、TR等を開始する。1年目に籍中に研究成果の国際学会での発表、論文執筆を行う。 ・2年目:消化管内科、肝胆膵内科のいずれかで臨床研究、TRを主体とした修練を継続する。希望に応じて、両科での修練継続や、交流研修の制度を活用して研究所等、実施する研究に関連する施設で修練する。
研修期間	2年 ※そのうち一定期間の交流研修を認める
研修の特色	・消化器内科総合(消化管+肝胆膵)3年コースと同じ

●連携大学院コース

対象者	・新専門医制度対象者は基本領域専門医取得済み、もしくは取得見込み(旧専門医制度対象者はその基本領域の専門医もしくは認定医等を取得済み、もしくは取得見込み)で、当院での研修によりサブスペシャリティ専門医を目指す者 ※基本領域専門医:総合内科専門医/サブスペシャリティ専門医:がん薬物療法専門医、消化器系専門医
研修目的	・がん薬物療法専門医や消化器系専門医および学位取得をめざす。 ・消化器(消化管・肝胆膵)原発の腫瘍に特化した診療、臨床研究、Translational research (TR)に取り組む。希望に応じて内視鏡検査やESD/ERCP/EUSなどの内視鏡治療も見学・研修可能。
研修内容	消化管内科、肝胆膵内科のレジデント2年+がん専門修練医2年と同じ
研修期間	4年(レジデント2年+がん専門修練医2年) ※がん専門修練医への採用には再度試験を行う ※そのうち一定期間の交流研修を認める ※病院の規定に基づきCCM・緩和医療研修を行う
研修の特色	消化管内科、肝胆膵内科のレジデント2年+がん専門修練医2年と同じ

§ その他のコース

●レジデント短期コース

対象者: 希望される期間で、がん研究センターの研修機会を活かしたい方
期間・研修方法: 6か月~1年6か月。消化管内科・消化器総合いずれも研修可能
※6か月を超える場合は病院の規定に基づきCCM・緩和医療研修を行う

対象者、研修期間、CCM・緩和医療研修、交流研修等 病院全体で定められた基準は12-13ページを参照